

事務連絡  
令和5年3月15日

各都道府県水道行政主管部（局） 殿  
各厚生労働大臣認可  $\left[ \begin{array}{c} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right]$  殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

### 広報資料「いま知りたい水道」の公表について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。  
昨今、水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）は人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足等の深刻な課題を抱えています。このような状況の中、生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取組が行われていますが、そのためには水道使用者の理解が不可欠となっています。

また、水道の基盤を強化するための基本的な方針(令和元年9月30日厚生労働省告示第135号)においても、水道事業等に関する理解向上として、水道事業者等、都道府県及び国における情報発信等の重要性が記載されています。

これらを踏まえ、このたび厚生労働省水道課では、水道事業経営に関する理解の促進を目的として、広報資料「いま知りたい水道」を作成・公表しましたのでお知らせいたします。

水道事業者等及び各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、住民や水道事業関係者等に対する広報等にあたり、本資料についても御活用いただくことが可能です。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 1. 広報資料：「いま知りたい水道」

別添1（概要版） <https://www.mhlw.go.jp/content/001071472.pdf>

別添2（詳細版） <https://www.mhlw.go.jp/content/001071473.pdf>

(厚生労働省 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087512_00010.html)

## 2. 内容

水道の使用量や料金だけでなく、水道水が届くまでの過程、水道管更新工事の手順、老朽化の状況など、未来の水道を考えるうえで重要な要素についてQ&A形式で解説しています。

## 3. 活用方法例

- ・住民や水道事業者関係者に対する電子配布、印刷配布
- ・各水道事業者等のHPへのリンク掲載、SNSによる周知
  - ※出典を明らかにした上で、資料の一部を切り取ってウェブサイトや広報誌等に掲載するなどにより活用いただくことも可能です。
  - ※水道課から水道事業者等への印刷製本版の配付予定はございません。